毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

号外特

令和8年1月27日

主要目次

告示
○ 疑似患畜の発生 一
○ 千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移動等の制限 一
○ 千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移出の制限 一

告示

千葉県告示第四十四号の三

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり疑似患畜の発生の届出があった。

令和八年一月二十七日

千葉県知事　熊谷俊人

病名	患畜又は疑似患畜の区分	家畜の種類	羽数	発生場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	疑似患畜	うずら	約一〇八、〇〇〇	旭市萬歳	令和八年一月二十七日

千葉県告示第四十四号の四

千葉県家畜伝染病予防規則（昭和三十七年千葉県規則第六十五号）第二条の規定により、次の区域及び期間について、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品の当該区域内での移動、当該区域内への移入及び当該区域外への移出を禁止する。ただし、知事の承認を受けたものである場合については、この限りでない。

令和八年一月二十七日

千葉県知事　熊谷俊人

区域	期間
一　旭市の一部（幾世、岩井（県道銚子海上線の以北の区域に限る。）、清滝、さくら台、関戸、舟戸及び萬歳） 二　香取郡東庄町の一部（夏目及び八重穂）	当分の間

千葉県告示第四十四号の五

千葉県家畜伝染病予防規則（昭和三十七年千葉県規則第六十五号）第二条の規定により、次の区域及び期間について、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品の当該区域内への移動、当該区域内への移入及び当該区域外への移出を禁止する。ただし、知事の承認を受けたものである場合については、この限りでない。

令和八年一月二十七日

千葉県知事　熊谷俊人

区域	期間
一　銚子市の一部（岡野台町一丁目、岡野台町二丁目、岡野台町三丁目、岡野台町四丁目、小長町、小船木町一丁目、小船木町二丁目、桜井町、笹本町、猿田町、忍町、正明寺町、白石町、新町、高田町一丁目、高田町二丁目、高田町三丁目、高田町四丁目、高田町五丁目、高田町六丁目、高田町七丁目、茶畑町、塚本町、富川町、豊里台一丁目、豊里台二丁目、豊里台三丁目、中島町一丁目、中島町二丁目、長山町、野尻町、船木町、宮原町、森戸町及び諸持町） 二　旭市の一部（秋田、足川、イ、泉川、井戸野、入野、岩井（県道銚子海上線の以北の区域を除く。）、岩崎、後草、江ケ崎、大塚原、大間手、鏑木、鎌数、川口、行内、倉橋、琴田、駒込、権田沼新田、櫻井、三川、椎名内、神宮寺（県道飯岡片貝線の以北の区域に限る。）、新町、清和乙、清和甲、高生、長尾、長部、中谷里、ニ、西足洗、仁玉、野中、ハ、萩園、塙、東足洗、平松、蛇園、松ケ谷、萬力、溝原、南堀之内、見広、狢野、横根、米込及びロ） 三　匝瑳市の一部（大寺、川向、春海及び米持） 四　香取市の一部（阿玉川、阿玉台、和泉、入会地、大角、岡飯田、小川、小見、貝塚、川頭、川上、北原地新田、桐谷、久保、高野、五郷内、米野井、志高、下飯田、新々田、竹之内、田部、長岡、新里、仁良、鳩山、布野、府馬、古内及び南原地新田） 五　香取郡東庄町の一部（粟野、石出、今郡、大久保、大友、青馬、小座、神田、窪野谷、小貝野、小南、笹川い、笹川ろ、高部、東和田、新宿、羽計、東今泉、平山、舟戸、宮野台、宮本及び谷津）	当分の間

購読料　本号　一部　六円

発行者　千葉市中央区市場町一番一号　千葉県

購読申込先　〇四三（二二三）二六五八